

## 社会福祉事業等に対する県営住宅の使用許可要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）第6章に規定する社会福祉事業等に対する県営住宅の使用許可（以下「使用許可」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。）、条例及び埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和51年埼玉県規則第42号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (対象事業)

**第3条** この要綱の対象となる社会福祉事業等は、省令第1条に掲げる事業とする。

### (運営主体)

**第4条** 県営住宅を使用することができる主体は、省令第2条に掲げる者（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

### (対象住宅等)

**第5条** 使用許可の対象となる住宅は、随時募集となっている住宅で、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、社会福祉事業等をモデル事業（使用許可戸数は3住戸を上限とする。）として実施する場合を除く。

- 一 耐火構造であること。
  - 二 車いす対応住戸等特殊な仕様の住戸でないこと。ただし、利用者が車いすを使用している身体障害者である場合は、この限りでない。
- 2** 使用許可は、次の各号の要件を満たす場合において、県福祉部（以下「福祉部」という。）が必要と認める場合に行うものとする。
- 一 県営住宅の本来の入居対象者である低額所得者への供給に支障が生じないこと。
  - 二 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

#### (使用許可の申請手続等)

**第6条** 規則第25条に規定する県営住宅使用許可申請書（以下「申請書」という。）に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- 一 社会福祉法人等の定款又は寄附行為
  - 二 社会福祉法人等の役員名簿
  - 三 入所者、世話人、介護職員及び運営主体間の支援、緊急連絡体制がわかる書類
  - 四 入所者から徴収する予定の家賃相当額がわかる書類
  - 五 前号各号に掲げるもののほか、県営住宅使用許可申請の審査に当たり知事が必要と認める書類
- 2 知事は、申請書が提出された場合は、速やかに審査し、適格と認められる場合は県営住宅一時使用許可書（様式第1号）を交付する。

#### (使用許可期間等)

**第7条** 使用許可期間は1年以内とする。ただし、他に県営住宅の使用がないときに限り更新することができる。

- 2 前条の許可を受けた社会福祉法人等で、使用許可期間満了後も引き続き当該住戸を使用しようとする者は、許可期間が満了する1か月前までに申請書を知事に提出しなければならない。

#### (変更手続)

**第8条** 社会福祉法人等は、入所人員数又は入所者に変更が生じたときは、直ちに変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

#### (使用許可の取消し等)

**第9条** 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を知事は取り消し、又は変更することができる。

- 一 使用住宅を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
  - 二 許可の条件に違反する行為があると認めたとき。
- 2 使用許可を取り消し、又は変更した場合は、その取消し又は変更によって生じた損失は補償しない。

#### (事前説明)

**第10条** 使用許可を受けようとする社会福祉法人等は、使用しようとする県営住宅の自治会等に対し事前に説明会を開催し、事業に対する理解を得なければならない。

**(共益費等の負担)**

**第 1 1 条** 共同施設の使用に要する費用その他住宅の使用上入所者が負担しなければならない費用については、社会福祉法人等が負担するものとする。

**(模様替え)**

**第 1 2 条** 社会福祉法人等は、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を得たときは、県営住宅の模様替えその他の行為を行うことができる。

**2** 社会福祉法人等は、前項の規定により県営住宅の模様替えその他の行為について知事の承認を受けようとするときは、規則第 1 9 条の規定を準用するものとする。

**(原状回復)**

**第 1 3 条** 社会福祉法人等は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担において、指定された期限までに使用住宅を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りではない。

**(損害賠償)**

**第 1 4 条** 社会福祉法人等は、自己の責めに帰すべき事由により、使用住宅の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損したとき、又はこの許可書に定める義務を履行しないため、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

**(報告)**

**第 1 5 条** 知事は、県営住宅の適切かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人等に対し県営住宅の使用状況等の報告を求めることができる。

**(使用の終了)**

**第 1 6 条** 社会福祉法人等は、県営住宅の使用を終了するときは、終了の 1 か月前までに県営住宅の社会福祉事業等への使用終了届(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

**(その他)**

**第 1 7 条** 社会福祉事業等による県営住宅の使用に関し、この要綱に定めのない

い事項については、福祉部及び都市整備部が協議して定める。

- 2 その他、県営住宅の使用について定めのない事項については、条例及び規則を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉事業等に対する県営住宅の使用許可要綱（平成9年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

県営住宅一時使用許可書

指令住第 号  
住 所  
法人名・申請者名

年 月 日付で申請のあった県営住宅を使用することについては、埼玉県県営住宅条例（昭和34年条例第42号）第44条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

なお、この処分に係る不服申立て又は取消訴訟について別記のとおり教示します。

年 月 日

埼玉県知事

記

（使用住宅）

第1 使用を許可する県営住宅（以下「使用住宅」という。）は、次のとおりである。

名	称	_____
所 在	地	_____
住 戸 番 号		_____ 号棟 _____ 号室

（使用方法）

第2 社会福祉法人等は、使用住宅を次に指定する目的により使用しなければならない。

使用目的 居住

（使用期間）

第3 使用期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

（使用料）

第4 使用料は、埼玉県県営住宅条例に基づき、近傍同種の住宅の家賃（以下「家賃」という。）に相当する額とする。ただし、家賃の改定があった場合は、改定後の家賃に相当する額とする。

使 用 料 月 額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 社会福祉法人等は、使用料を毎月末日までに指定された場所において納入しなければならない。

3 既納の使用料は、使用住宅の全部又は一部を返還させる等正当な理由がある場合のほか還付しない。

(使用上の制限)

第5 社会福祉法人等は、善良なる管理者の注意をもって使用住宅の維持・保存をしなければならない。

2 社会福祉法人等は、使用住宅について、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面により知事の承認を受けなければならない。

3 社会福祉法人等は、知事の承諾を得なければ、使用住宅を他の者に転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6 次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 使用住宅を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

二 許可の条件に違反する行為があると認められたとき。

2 使用許可を取り消し、又は変更した場合は、その取消し又は変更によって生じた損失は補償しない。

(原状回復)

第7 社会福祉法人等は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担において、指定された期限までに使用住宅を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(損害賠償)

第8 社会福祉法人等は、自己の責めに帰すべき事由により、使用住宅の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損したとき、又はこの許可書に定める義務を履行しないため、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用償還請求権の放棄)

第9 社会福祉法人等は、使用住宅について支出した必要費、有益費の償還を請求しないものとする。

(実地調査等)

第10 知事は、必要があると認めるときは、使用住宅について実地に調査し、又は社会福祉法人等から必要な報告を求め、若しくはその使用について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(その他)

第11 この条件について疑義のあるとき、又は使用住宅について疑義を生じ

たときは、すべて知事の決定するところによるものとする。

別記

## 教 示

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。





様式第3号（第16条関係・表面）

県営住宅の社会福祉事業等への使用終了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

主たる事務

所の所在地

名 称

代表者氏名

㊞

電話番号

—

—

第 号により使用許可を受けていました県営住宅の社会福祉事業等への活用を次のとおり終了しますので届け出ます。なお、使用許可条件のとおりに県営住宅を原状に回復します。

記

1	住宅名	県営	住宅	号棟	号室
2	終了日		年	月	日

様式第3号（第16条関係・裏面）

誓約書

（宛先）

埼玉県知事

県営住宅を返還するにあたり、次のとおり誓約します。

記

- 1 返還する県営住宅内には、当社会福祉法人等が設置した家具や家電等一切の動産を残さずに全て撤去します。
- 2 県営住宅の模様替え承認を受けて設置した工作物等（手すり、段差解消等）については、自己の負担により全て撤去し原状回復を行います。（ただし、知事から原状回復を免除されたものは除きます。）
- 3 上記項目で残置物がある場合並びに模様替え部分の撤去及び原状回復をしていない場合は、撤去及び原状回復の費用負担をするとともに、その所有権を放棄します。

年 月 日

主たる事務

所の所在地

名 称

代表者氏名

㊟

電話番号

—

—